

子どもの貧困対策推進法第八条、生活保護世帯に属する子どもの高校進学率等の格差をなくする各地の学習支援の取り組みで格差を縮められているか

池坊短期大学 宮武 正明 (06845)

(子どもの貧困対策推進法・生活保護世帯の高校進学率・学習支援の現場)

1. 研究目的 生活保護世帯等の子供の高校就学と学習支援、現場の怠慢は許されない

2013年6月成立の「子どもの貧困対策推進法」第八条②は「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策(を行うこと)」とした。法律の趣旨は、生活保護世帯において、貧困の連鎖を防ぐため、生活保護世帯の子どもの高校進学に生業扶助を支給することが出来ることになって、10年が経過したにもかかわらず、生活保護世帯の高校進学率がいまだ90%前後にとどまっているのは、福祉事務所とケースワーカーの職務怠慢によるものであり、こり法律の趣旨をよく理解していないことの証拠である。

生活保護世帯・生活困窮者世帯等の学習支援が、全国各地の自治体等に広がっているが、学習支援の目的として「貧困の防止」「地域における貧困の二世代化の防止」を掲げて取りくんでほしい、その結果として最近までさまざまな子供の問題が生活保護世帯に集積し、学力不振・不登校・非行だけでなく、地域の子供達によるいじめや親による児童虐待の問題の多くも集積していたこの部分に切り込むならば、地域社会に明るい展望が生じる。

2. 研究の視点および方法、子供達はなぜ自分の意思で学習支援に通うようになるのか

生活保護世帯・生活困窮者世帯の子供の高校就学が世帯全体の自立に果たす効果は決定的に大きい。生活保護世帯の場合、子供が高校卒業後の就職によって世帯の生活保護が廃止になる場合も多い。一方で高校不進学の場合はその多くが無職状態となっていて生活保護世帯からは分離されるが、実際は生活苦の親元から毎日のように金品を持ち出すため世帯の生活苦は輪を掛けて酷くなり、弟妹の学力、健康にも影響し、さらに家庭が崩壊していく。貧困世帯にとって、経済的負担が少ないので子供が高校に通うことである。

さらに、進学することで親子の対話が生まれ、親が就労等を見直すきっかけとなって、家族の生活が再建できる。子供が将来に貧困の連鎖・再生産を繰り返さないことだけでなく、世帯全体の社会的自立の観点からもこれらの子供への高校就学援助の徹底が求められている。

(1) 埼玉県では、2010年から県が主導して生活保護世帯の子供の学習支援に取り組み、現在老人福祉施設等県内35カ所で開催し毎年350名を超える中学生が参加し、生活保護世帯の進学率格差は年々縮小してきている。

(2) 横浜市では、2008年から各区内の児童福祉施設やNPO法人に事業を委託し地元大学の学生ボランティアによって。全域では中学3年生150名ほどが参加している。

(3) 茨城県では2013年NPO法人、市民参加を呼びかけ、応じた自治体では学習支援と

子ども食堂、子供の居場所づくりをセットで開設し、非行児童の減少にも繋がっている。

(4) **沖縄県**北部の公設名桜大学では、2013年から北部各市町村と連携し大学内に学習支援教室を設けて、平日夜6～8時、各自治体が曜日をずらして自治体内の生活保護世帯の児童を送迎バスで送迎して、学習を援助している。学生との対話からも学べることが多い。

(5) **滋賀県**のある市では2014年から社会福祉協議会地域福祉課の職員が2人ずつ3ヶ所に分かれて担当し、学生ボランティアを募って一緒に教えている。

(6) **京都市**では各区の青少年活動センターを公益財団法人京都市ユースサービス協会が運営、各区で学習支援を行っている。学生ボランティアを含めて190名ほどのスタッフになる。子どもの数は中学3年生100名、その他の中学生・高校生100名である。

(7) **東京都江戸川区**の「中3生勉強会は、1980年代から30年続いたが、2016年度より自治体の主要施策と位置づけられ、一人親等さまざまな学習支援の場が区内に設定された。

3. 倫理的配慮、

日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、発表は個人名の特定されるものは使用せず、紹介する実践の現場には直接訪ねて聞き取り調査し本報告について承諾を得たものに限る。

4. 研究結果 学習支援の有効性とあたって配慮すべき点

多くの困難を抱えた子供に絞って行う学習支援・居場所づくりの有効性や、効果的な学習支援の方法（考え方、進め方）と配慮すべき点を、私の実践と各地の学習支援の現場の方から聞き取りを含めて紹介していきたい。

学習支援を行う人が心がけてほしいことは次のことである。

- ① テキストはまずその子の持っている教科書・問題集を使用する
- ② マンツーマンに近い状態で学習を支援する
- ③ 朗読・発声させて問題を解くなど子ども自身の学びを工夫する
- ④ 地域や商店街のこと、学校のこと、健康のこと、様々な情報を共有する
- ⑤ スタッフはけっしていばらない。子どもたちと対等な立場で接する
- ⑥ 個々のスタッフ（ボランティア等）と子どものメールの交換は禁止のこと
- ⑦ 「学習支援」を営利目的にしない。ボランティアに徹する

自治体が学習塾に委託して学習支援を行っている自治体も多いが、「成績を上げること」ではない。その地域ですべての子供が高校へ進学できることが目的」自治体は「生活保護世帯の高校進学率が一般の進学率と格差がなくなること」を目標にして欲しい。

5. 考察 社会福祉士やスクールソーシャルワーカーがコーディネーターになって

学習支援は2010年から生活保護自立支援事業の対象となり、2014年から生活困窮者自立支援法による自立支援事業の対象となって、現在多くの自治体で取り組まれているにもかかわらず、社会福祉士やスクールソーシャルワーカーの関与が少ない現状がある。学習支援をとおして、一人ひとりの子供達と会話し、子供の進路をアドバイスしてほしい。